

令和3年度 武蔵村山市 安心安全・エコ住宅等改修助成事業補助金 のご案内

《エコ住宅化・バリアフリー住宅化補助金編》

【エコ住宅化】

「遮熱性塗装工事」
「断熱工事」

【バリアフリー住宅化】

「手すり新設工事」
「段差解消工事」
「出入口及び廊下の拡幅工事」
「扉の引き戸への変更及び扉の吊元の変更工事」
「和式便器から腰掛け式便器への変更工事・トイレの移設・新設工事」
「浴室改修工事(浴槽高さ調節、段差解消、防滑仕様への変更、手すり新設等)」

※LED照明器具設置工事については
令和3年度から補助対象となりませんのでご注意ください。

詳しい対象工事等の内容は、
次ページ以降で確認して下さい。



武蔵村山市

市では、安心安全なまちづくりを推進するとともに、地域経済の活性化のため、個人住宅部分のエコ住宅化及びバリアフリー住宅化への改修等に要した費用の一部を補助します。市内に事業所等を有する事業者（市内事業者）により施工されるもので、あらかじめ令和4年2月28日（月）までに申請書を提出し、令和4年3月31日（木）までに工事完了報告書を提出できる改修工事に対して、予算で定める額を限度として補助します。ただし、年度内の予算には限りがありますので、ご注意ください。

1 補助対象住宅及び対象者

◎補助対象住宅

自己の居住に用いるための住宅として、現に居住している個人住宅が対象です。

一つの建物内に、個人住宅、店舗、事務所又は賃貸住宅等の併用部分がある併用住宅や複数の個人住宅が集合している集合住宅等においては、自己が所有する居住に用いるための個人住宅部分のみが対象となります。

◎補助対象者

次の要件に該当する方が補助対象者となります。

- 1 申請日現在、市内に住所を有していること。
（住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に記録されていること。）
- 2 補助対象工事を行う住宅の所有者であり、改修する住宅に現に居住していること。
（所有者が2人以上いる場合は、共有者の同意があること。）
- 3 所有者が武蔵村山市の市税等（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税）を滞納していないこと。

◎その他の注意事項

- 1 市内に事業所等を有する事業者（以下「市内業者」という。）により施工される工事が補助対象です。
- 2 申請書の受付は、令和4年2月28日（月）までです。提出が遅れた場合は、受付できませんので、ご注意ください。なお、交付決定後に着手、令和4年3月31日（木）までに工事完了報告書を提出できるものが補助対象です。
- 3 各補助金の交付は、補助対象住宅1棟に対し1回限りとなります。ただし、エコ住宅化とバリアフリー住宅化への対象工事については、それぞれの工事費用が確認できる書類を添付すれば、それぞれの対象工事ごとに交付申請することができます。
- 4 工事完了報告時に、工事前・工事中・工事後の写真が必要になります。
- 5 必要に応じ現地調査を行います。

2 補助対象工事及び補助金額

区分	補助対象工事	補助金額
エ コ 住 宅 化 補 助 金	<p align="center">【遮熱性塗装工事】</p> <p>個人住宅又は併用住宅若しくは集合住宅における個人住宅部分の屋上、外壁又はベランダのいずれかに、日本産業規格K5602に基づく方法により求められる近赤外領域における日射反射率50パーセント以上の遮熱塗料を使用した塗装工事又は当該屋上に、日本産業規格K5675に適合する遮熱塗料を使用した塗装工事。</p> <p>ただし、建物の立地又は構造上、遮熱の効果が期待できない部分を除いたものとする。</p>	<p>遮熱性塗装工事に要した費用（消費税を除く。）に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とし、100,000円を限度とする。</p>
	<p align="center">【断熱工事】</p> <p>住宅の室内温熱環境が外部の影響を受けにくくするための工事で、個人住宅又は併用住宅若しくは集合住宅における個人住宅部分の窓又はドアの断熱建材への改修工事及び外壁、天井又は床の断熱材への改修工事</p>	<p>断熱工事に要した費用（消費税を除く。）に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とし、100,000円を限度とする。</p>
バ リ ア フ リ ー 住 宅 化 補 助 金	<p align="center">【バリアフリー住宅化改修工事】</p> <p>個人住宅又は併用住宅若しくは集合住宅における個人住宅部分の改修工事で、次に掲げるもの。</p> <p>(1) 玄関、居間、トイレ、廊下又は階段等の手すり新設工事</p> <p>(2) 部屋の床及び廊下の段差並びに道路から住宅出入口までの通路の段差解消工事</p> <p>(3) 住宅出入口及び廊下の拡幅工事</p> <p>(4) 扉の引き戸への変更及び扉の吊元の変更工事</p> <p>(5) 和式便器から腰かけ式便器（温水洗浄便器を含む。）への変更工事又は寝室付近へのトイレの移設若しくは新設工事</p> <p>(6) 浴室における浴槽の高さの調節、脱衣室との床の段差解消、床材の防滑仕様への変更又は手すり新規設置工事</p>	<p>バリアフリー住宅化改修工事に要した費用（消費税を除く。）に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とし、100,000円を限度とする。</p>

3 補助を受けるための手続 【申請に当たって必要な書類等】

1 内容確認

補助を希望される方は、案内チラシ、ホームページ、産業振興課への問合せなどにより、補助内容等について確認してください。

2 改修希望 ↓ 申請

改修工事等の実施が決まりましたら、令和4年2月28日（月）までに補助金交付申請書に次の書類を添えて申請してください。申請には、印鑑（シャチハタ不可）が必要です。

- (1) 補助対象工事に係る費用の見積書の写し
 - (2) 補助対象工事の仕様等が分かるもの、カタログ等又はその写し
・遮熱性塗装工事の場合は、遮熱性塗料の仕様等が分かるもの
 - (3) 補助対象者であることが確認できる書類
 - (4) 武蔵村山市の市税等（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税）の納税を証明する書類
 - (5) 補助対象工事の内容及び工事全体概要を確認することができる書類（図面を含む）
 - (6) 委任状（代理の方が申請をする場合）
 - (7) その他（状況により提出いただくことがあります。）
- ※(3)(4)については、この申請に係る資格審査に際し、住民登録、納税状況等について必要な書類を関係各課から収集することに同意する方は、省略できます。

3 交付決定

申請書の審査の後、交付決定通知が送付されます。（審査には3週間程かかります。）※審査の結果、交付申請却下となる場合があります。

4 工事着手

- 市内に事業所等を有する施工業者と契約し、改修工事に着手してください。
- ※ 完了報告書を提出する際に、施工前、施工中及び施工後の住宅の写真が必要となりますので、撮影してください。
 - ※ 工事の内容の変更や中止をするときは、変更等申請書を提出してください。

5 完了報告

- 改修工事代金を支払い、工事が完了しましたら、速やかに完了報告書に次の書類を添えて、令和4年3月31日（木）までに報告してください。
- (1) 補助対象工事に要した費用の領収書及び明細書の写し
 - (2) 改修工事に係る契約書の写し
 - (3) 改修工事の施工前、施工中及び施工後の写真
 - (4) その他（請求書、口座振替依頼書ほか）
- ※印鑑（シャチハタ不可）と通帳をお持ちください。

6 補助金支払

市から補助金の確定通知後、指定口座に補助金が振り込まれます。

エコ住宅化・バリアフリー化改修に関連する 制度のご案内

1 税制措置について

断熱改修工事（省エネ改修工事）やバリアフリー改修工事を行った場合、それぞれ一定の要件を満たすと、所得税の特別控除や固定資産税の減額措置を受けることができます。要件の詳細や手続き方法などは、税務署及び市役所課税課までお問合せください。

◎ 所得税額の特別控除について

立川税務署 042-523-1181

◎ 固定資産税額の減額措置について

武蔵村山市役所 市民部 課税課 042-565-1111（内線 126・127）

◎ 東京都の補助金（高断熱窓促進事業）等について

クール・ネット東京 東京都地球温暖化防止活動推進センター

03-5990-5061

<https://www.tokyo-co2down.jp/index.html>

お問合せ先

武蔵村山市役所 協働推進部 産業観光課

商工係 042-565-1111 内線：227・225

HP: <https://www.city.musashimurayama.lg.jp/>

[kurashi/seikatsu/1012248/1000953.html](https://www.city.musashimurayama.lg.jp/kurashi/seikatsu/1012248/1000953.html)